

## 1 営業許可制度の見直しに伴う条例の改正

### 営業許可業種等について法と条例の整理

- 今回の法改正では、食中毒のリスク等を考慮し営業許可業種を見直し
- HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い営業許可業種以外の事業者の所在等を把握するため営業届出制度を創設
- これまで都条例で設けていた許可及び届出業種は、基本的に法に基づく許可又は届出業種に包含される(予定)

→ これまで都条例により許可の対象とされていた業種のうち、今回の法改正による制度において届出の対象とされた業種(弁当等人力販売業等)の取扱いについて検討

### 衛生管理基準

- 今回の法改正では、都が条例で定めている衛生管理基準を省令で規定
- 省令の基準に反しない限り条例で必要な規定を定めることが可能
- 国は省令で規定することにより国際整合化や地方自治体による運用の平準化を図る考え

→ 国際整合化及び全国平準化が目的であるため、追加の規定を設けるには相当な衛生上の理由が必要

### 施設基準

- 今回の法改正では、都が条例で定めている施設基準を省令で参酌基準として規定
- 都道府県は省令を参酌し、条例で基準を制定
- 国は参酌基準を規定することにより全国的な基準の平準化を図る考え

→ 全国平準化が目的であるため、追加の規定を設けるには相当な衛生上の理由が必要

## 2 食品リコール情報の報告制度創設に伴う条例の改正

- 今回の法改正で、法に違反する食品に係る報告が義務化される
- 都の食品リコール情報の報告制度では、法違反に明らかに該当しない衛生管理の不備も対象
- 国がリコール情報を集約し、一元的に公表するため、消費者はワンストップで閲覧が可能

→ 法で報告対象とならないリコール情報の取扱いについて検討が必要

## 3 HACCPの円滑な導入のための取組

- すべての事業者にはHACCPの導入(2021年法施行まで)
- 制度の周知、事業者の取組を促進しなければならない
- 中小事業者には十分な情報が行き渡らないおそれがある

→ 中小事業者を中心に周知・支援することが必要